

労務通信

2018.9月号

最低賃金が3年連続で3%増加へ



◆政策通りの引上げに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年（平成30年）度の地域別最低賃金額改定の目安を公表しました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は26円（昨年度25円）、改定額の全国加重平均額は目安通りに上がれば874円（同848円）となります。また、引上げ率は3.1%で、3年連続3%以上の引上げを確保し、政府が昨年策定した「働き方改革実行計画」に沿う形になります。

◆地域別最低賃金の目安額

各都道府県に適用される目安のランクは以下の通りです（都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています）。

- ・ Aランク（+27円）... 埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
- ・ Bランク（+26円）... 茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
- ・ Cランク（+25円）... 北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
- ・ Dランク（+23円）... 青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

現在、各地方最低賃金審議会で上記の目安を参考に調査審議が行われており、その答申を経て、各都道府県労働局長が地域別最低賃金を決定し、10月から適用になります（発効日は都道府県によって異なります）。

◆地域間格差の拡大も...

政府は、最低賃金を毎年3%程度引き上げ、全国加重平均額を1,000円にする目標を掲げています。最低賃金が高い東京都（985円）と神奈川県（983円）は、1,000円に近づいている一方、19県では700円台であることから、地域間格差の拡大も指摘されています。

【厚生労働省資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html

法改正情報

◆働き方改革関連法が順次施行されます（2019年4月1日より）。

働き方改革関連法が6月29日可決、成立しました。2019年4月1日より順次施行され、来年4月以降「働き方」が大きく変わりますので、早めの対策が必要です。

働き方改革関連法のポイント

1. 時間外労働の上限規制が導入されます。

⇒時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、複数月平均80時間(休日労働を含む)を限度に設定する必要があります。

＜施行日：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～ ＞

2. 年次有給休暇の確実な取得が必要です。

⇒使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日**、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

＜施行日：2019年4月1日～ ＞

3. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます。

⇒同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の中で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

＜施行日：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～ ＞

事務所よりひとこと

働き方改革関連法が成立しました。上記のポイント解説はごく一部ですが、中小企業の事業主様にとってまず取り組みが必要なのは、年5日の年次有給休暇取得の義務化です。現在は、労働者自らが申し出なければ年休を取得することはできませんが、来年4月以降は使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定し、年5日の年休を与える必要があります。この有給休暇義務化に違反した場合は罰則（30万円以下の罰金）の適用がありますので、早めに社内体制の見直し、就業規則の整備を行い、年休取得可能な環境を整えましょう。